

商品化使用許諾契約書

プロプリをご利用のお客様：

以下の使用許諾契約書は、お客様（以下「ユーザー」という。）とプロプリを運営するSML株式会社（以下「当社」という。）との間の合意書であり、ユーザーが使用するあらゆるコンテンツ（イラストなどの画像素材）に関する権利と義務について規定しています。

当社とユーザーは、当社が著作権その他の知的財産権を管理する著作物（以下「本著作物」という。）に含まれるコンテンツの使用に関し、商品化使用許諾契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第1条（使用権の許諾）

1. 当社はユーザーに対し、双方の合意により取り交わす文書（以下「覚書」という。）に掲げるコンテンツ及びその名称（以下「本件コンテンツ」という。）を複製その他の方法によって使用して、商品（以下「本商品」という。）を製造販売する権利を、非独占的に許諾します。

なお、使用とは、次の各号に定める行為をいいます。

- (1) 販売または販促配布を目的とした商品に組み込むこと
 - (2) 販売または配布用のデジタルテンプレートに組み込むこと
2. ユーザーが、本契約に基づいて製造販売する本商品に関する許諾条件の明細は、覚書に記載の通りとします。
3. ユーザーが、許諾条件の変更を希望するときは、ユーザーは当社に対し、事前に当社所定の書面により申請するものとします。
4. 本契約による本著作物の使用権は、ユーザー自らが使用するものとし、ユーザーはこの使用権を他の第三者に譲渡し又は再許諾し、あるいは担保に供してはなりません。

第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、覚書に記載の通りとします。

第3条（使用料）

- ユーザーは、当社に対し、本件コンテンツの使用権の許諾の対価として、別途料金表に定める使用料を、当社からの請求書を受領した月の翌月末日までに、当社が指定する銀行口座に振り込み支払うものとします。（振込手数料はユーザーの負担とします。）
- 双方の合意により数量制限を定める場合は、ユーザーは当社に対し、制限を超えた数量に対して、覚書に定めるロイヤリティを支払うものとします。
- 当社は、適当と判断する方法で利用者に事前に通知することにより、本条に定める料金及びその支払方法を変更することができるものとします。ただし、料金及びその支払方法の変更の詳細

については、当社のホームページ上に掲示することにより、利用者への通知に代えることができるものとします。

第4条（報告書等の提出）

ユーザーは、数量制限を超えて本商品を製造しようとするとき、又は第1条第3項の書面による申請の都度、覚書に定める報告書に、第6条所定の下請工場からの製品の納品書写し及びユーザーの出荷データを添付して当社に提出するものとします。

第5条（違約金）

1. 前条の報告書に誤りがあり、使用料の未払いがあつた場合には、本契約の終了の有無にかかわらず、ユーザーは当社に対し、過失の有無を問わず、違約金として、本契約に定める使用料の2倍の金額を支払うものとします。
2. 前項の定めは、別途、当社による損害賠償の請求を妨げるものではありません。

第6条（下請業者の利用）

ユーザーは、本商品の全部又は一部の製造、加工、セット組み等（以下「製造等」という。）を第三者（以下「下請」という。）に委託して行おうとする場合には、その下請との間で、許諾を受けた数量以上の製造等が行われないように義務付ける契約をユーザーの責任で行い、数量管理を徹底しなければなりません。

第7条（著作権の表示）

ユーザーは、第1条の態様に従い、商品に本件コンテンツを使用するに際しては、当社が著作権管理者である旨、その他必要事項を、覚書に定める方法により、本商品の見やすい場所に明確に表示しなければなりません。なお、その具体的な表示方法については事前に当社の承諾を得るものとします。

第8条（第三者による権利侵害）

ユーザーは、本著作物の著作権・商標権その他の知的財産権を侵害し、又は、本契約に基づく事業に対して不正競争を行う者を発見したときは、直ちにこの旨を当社に通知するとともにその侵害の排除に協力するものとします。

第9条（ユーザーによる権利侵害）

1. ユーザーは当社に対し、本契約に基づいて製造販売する本商品が、第三者のいかなる権利を侵害するものではないことを保証します。
2. ユーザーが、本契約に基づき製造販売する本商品に関し、第三者の権利を侵害し、又は営業上の損害を与えた場合、本著作物自体に基づかない損害につき、当社はユーザーに対し、いかなる責任も負いません。

第10条（品質管理等）

1. ユーザーは、本契約に基づいて、本商品を製造し、販売し、あるいは宣伝を行うときは、本著作物で社会的・教育的に悪影響を与えるような扱い方をしてはなりません。また、当社及び本著作物の著作権者の名誉、社会的評価、品位と信用を毀損しないよう留意し、みだりに本著作物を改変したり、イメージを害するような扱い方をしてはなりません。
2. ユーザーは、本件コンテンツを使用して本商品を製造する場合には、覚書に定める見本（包装、容器等を含む。）を当社に提供しなければなりません。なお、当社において見本を制作した場合には、当社はユーザーに対して、その制作実費を請求することができるものとします。
なお、当社はユーザーに対し、ユーザーから提出された見本を監修し、ユーザーの費用負担にて修正を命じることができるものとします。

第11条（PL保険の付保）

1. 本商品が万一の事故により第三者の生命・身体・財産等に対して発生させる損害を補填するため、ユーザーは、本商品に関し製造物責任保険等の保険（以下「PL保険」という。）を、ユーザーの費用と責任において、必要かつ十分に付保するものとします。
2. ユーザーは、前項に基づくPL保険の付保の有無に拘わらず、万一前項の事故に関して当社及び本著作物の著作権者に損害が生じたときは、そのすべての損害を直ちに賠償しなければなりません。

第12条（販売・頒布）

ユーザーは、本商品の販売・頒布に際し、本件コンテンツの本来有しているイメージ並びに当社及び本著作物の著作権者の名誉、信用、評価及びイメージを損なうことがないように、十分な注意を払わなければなりません。

第13条（権利の尊重等）

1. ユーザーは、本商品のコンテンツに関する著作権、商標権等の権利者としての当社及び本著作物の著作権者の立場を十分に尊重し、いやしくもその権利、利益を損なうことがないように細心の注意を払うものとします。
2. ユーザーは、本商品を最終消費者以外の第三者に販売、頒布する場合は、その第三者に対しても本契約上の趣旨を十分説明し徹底させるものとします。

第14条（知的財産権の帰属等）

1. 本件コンテンツの原画等の著作権その他の知的財産権はすべて本著作物の著作権者に帰属します。
2. ユーザーは、当社の書面による同意を得ないで、本件コンテンツ若しくは本契約に基づいて製造する指定商品について商標登録若しくは意匠登録の出願をし、又は、本件コンテンツを商標、サービス・マーク若しくはその他の標識若しくは表示として使用してはなりません。
3. ユーザーは、本件コンテンツ又は本契約に基づいて製造する本商品について商標登録又は意匠

登録を受けようと欲するときは、当社と協議しなければなりません。

第15条（免責事項）

ユーザーが、本契約に基づき製造販売する本商品に関し、営業上の損害や第三者による権利侵害が生じた場合、当社はユーザーに対し、いかなる責任も負いません。

第16条（帳簿調査・立入りの承認）

当社はユーザーに対し、使用料支払の調査に必要な範囲において、ユーザー及び下請等の本商品の製造に関する帳簿等の提出を求めることができ、その営業時間内において工場事務所等の施設に立ち入り調査すること及び帳簿類伝票類を調査することを求めることができます。

第17条（秘密保持）

当社及びユーザーは、本契約の有効期間中はもとよりその終了後といえども、本契約に関して知り得た相手方の秘密事項、本商品及び本商品の企画、製造に関する秘密事項を、口頭によると文書によるとを問わず一切第三者に漏洩してはなりません。

第18条（契約の解除）

1. 当社又はユーザーは、相手方が本契約のいずれかの条項に違反したとき、又は本契約を継続することができない重大な背信行為があったときは、相当の期間を定めて催告のうえ、係る期間内に係る違反が是正されない場合、本契約を解除することができます。本項の解除は、損害賠償の請求を妨げません。
2. ユーザーが下記条項の1つにでも該当したときは、当社は何等の催告を要せずして直ちに本契約を解除することができます。この場合、当社が損害を被ったときは、ユーザーは当社に対し遅滞なく損害を賠償しなければなりません。
 - (1) 本契約の各条項のいずれか1つにでも違反したとき
 - (2) ユーザーが振出し、又は引受けた手形、又は小切手を不渡りにし、又は支払を一般的に停止したとき
 - (3) 第三者から保全処分、強制執行、競売の申立てがなされ、又は破産、民事再生、会社更生、特別清算手続きの申立てを自らなし、又は第三者から申し立てられたとき、その他ユーザーの信用不安が生じたと認められるとき
 - (4) 当社名誉、信用、評価を損なうような行為をしたとき
3. 本契約が解除された場合、当社はユーザーが当社に支払った金員をユーザーに返還しません。

第19条（期限利益の喪失）

ユーザーが前条各号の1つにでも該当したときは、本契約の解除の有無にかかわらず、ユーザーは当社に対するすべての債務につき期限の利益を失い、直ちに債務全額を支払わなければなりません。

第20条（契約終了後の処置）

第18条第2項により本契約が終了した場合には、ユーザーは、残存する本商品を一切販売、頒布してはならず、当社又は当社の承認した者の立会いを得てユーザーの費用で廃棄するものとします。

第21条（協議及び管轄）

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項につき疑義を生じた場合は、当社及びユーザーは誠意をもって協議しこれを解決するものとします。但し、万一協議しても紛争が生じた場合においては、東京地方裁判所を第一審の管轄的合意管轄裁判所とします。

第22条（本契約の変更）

ユーザーは、当社の予告なく本契約の変更があることを了承するものとします。変更後の本契約は当社のホームページに掲載されたときからユーザーに適用されるものとします。

最終更新日：2019年5月12日